

2013年3月29日

防衛省南関東防衛局
局長 山本 達夫 様

厚木基地爆音防止期成同盟
委員長 藤田 榮治
第四次厚木爆音訴訟原告団
団長 藤田 榮治
原子力空母の母港化に反対し基地のない神奈川をめざす県央共闘会議
代表 岡本 聖哉
神奈川平和運動センター
代表 宇野 峰雪

原子力空母の母港化に反対し基地のない神奈川をめざす県央共闘会議

固定翼哨戒機P1配備に対する抗議文

海上自衛隊厚木航空基地に固定翼哨戒機P1が29日に飛来するという情報を得たが、これは、国が「46文書」で通知した「ジェット機を使用しない」という約束を一方的に反古にする許し難い行為であり、強く抗議する。

われわれは、この間、「46文書」を遵守することは当然であること、また強度試験においてひび割れが発生したP1自体の安全性に危惧があることから、再三、貴職に対し、次期固定翼哨戒機の配備を断念するよう申し入れてきた。そのたびに貴職は、「地元の理解を得た上で」という回答をしてきたはずである。ところが今回、貴職は、2月15日に「厚木航空基地への次期固定翼哨戒機P-1の配備について」という文書を示し、その後1ヶ月も経たない3月12日に配備を通知するという、極めて拙速で傲慢な態度に強い怒りを禁じ得ない。

「46文書」に記されているジェット機の不使用は、騒音の対策および安全性に配慮したものである。貴職は今回の説明で、その配慮が十分継続していると主張している。

しかし、仮に、P1が現哨戒機P3Cよりも騒音対策で優れていたとしても、たかだか85デシベルが80デシベルになっただけというものであり、住民にとっては騒音以外の何物でもない。

また、強度試験・不具合対策をくり返し、安全性が保たれたとしているが、これに第三者が関与しているわけではない。これまで安全性に関わる問題が厚木基地で発生したことがないと断言しているが、それを確認するすべもわれわれにはない。軍事上の機密扱いの中で、今後もし、事故があり不具合があったとしても、飛行中止を含めた対策がとられ情報が開示される保証はどこにもないのである。

貴職は配備する理由として、「周辺国海軍等の活動活発化などわが国の安全保障環境」をあげているが、それについては外交上の手段において解決されるべき問題である。現行より性能の優れた機種を導入で対処しようとするれば、周辺国を無用に刺激し、ますます緊張を高める結果となる。

われわれの願いは、平和で静かな空の下で安全に生活することである。周辺自治体はすべて、平和都市宣言を掲げ、基地の縮小・返還を求めている。今回のP1配備はその理念に逆行するものであり、強く抗議し、早急に配備の撤回をするよう求めるものである。